α　17,825
β　26,988

3　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七〇を乗じて得た額

［表略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,800円×α）×A｝＋｛(3,700円×β）×B｝］×0.970

ただし、(7,800円×α）及び(3,700円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α）×A及び(3,700円×β）×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a）×（1／7,766）

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c）×（1／3,657）

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B）×4.9140－C

(A×B）が500未満であるときは０とし、(A×B）に500未満の端数があるときはその

α　17,649
β　15,816

3　種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条及び附則第五十八条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九六七を乗じて得た額

［表同上］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,700円×α）×A｝＋｛(5,600円×β）×B｝］×0.967

ただし、(7,700円×α）及び(5,600円×β）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,700円×α）×A及び(5,600円×β）×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a）×（1／7,719）

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c）×（1／5,626）

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B）×4.7581－C

(A×B）が500未満であるときは０とし、(A×B）に500未満の端数があるときはその